

久米島町教育委員会指定校変更許可基準

■「指定校」とは

久米島町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成14年4月1日教委規則第10号）第2条に基づき、久米島町教育委員会ではそれぞれの学校毎に通学区域を設定し、児童の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といいます。

■「指定校変更」とは

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び学校教育法施行規則（昭和22年文科省令第11号）第32条、第33条の規定に基づき、下記の条件にあると教育委員会が認めた場合、指定校以外の学校に通学することができる制度です。

※指定校変更に伴う児童生徒の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては、就学する学校運営に支障がある場合は認めない。

承認基準	区分	許可条件	対象学年	承認期間	必要書類
1	留守家庭	①両親共働き又は、母（父）子家庭のため、親戚等に預けられている場合 ※預かる方も一緒に申請にきてください。（本人確認・意思確認を行います）	小学校 全学年	学年末まで （毎年度申請が必要）	・指定校変更申請書 ・指定校変更誓約書 ・児童預かり証明書 ・勤務証明書又は自営業申告書
		②両親共働き又は、母（父）子家庭のため、保護者の職場で預かる場合			・指定校変更申請書 ・指定校変更誓約書 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・児童預かり承認書
2	転居予定	・家屋の建築中で入居が確実な場合 ・アパートや町営住宅等への入居が確実な場合	小中学校 全学年	転居予定の 月末まで	・指定学校変更申請書 ・指定校変更誓約書 ・転居予定誓約書 ・売買契約書 ・物件引渡し証明書 ・賃貸借契約書
3	兄弟関係	・指定校変更が許可された児童生徒に兄弟姉妹がいる場合	小中学校 入学時	卒業まで	・指定学校変更申請書 ・指定校変更誓約書
4	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合（いじめ・不登校・その他複合的な理由）	小中学校 全学年	その理由の 存する期間	・指定学校変更申請書 ・指定校変更誓約書 ・理由などを証明する書類 （学校長意見書、診断書等）

※上記内容は、許可が可能な事由であり必ず許可できるものではありません。

※指定校変更に伴う登下校時における児童生徒の安全管理は、保護者の責任において行われるものとする。

※承認要件に変更があった場合には必ず申請を行ってください。

※申請内容に虚偽があった場合や指定校変更によって学校生活に支障がみられる場合においては許可を取消とする。

附 則

この基準は、令和8年10月1日から施行する。ただし、施行前の基準によりなされた承認は施行前の基準を適用する。